

《症状…2月17日、厚生労働省が発表した受診の目安》

- 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)
 - 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある
- ※高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

《※不安に
感じている方》

- ・発熱が続いている
- ・咳が続いている
- ・咳込む人の近くにいた
など

医療機関



- 風邪などの診断
- 一般的な診療・治療
- 自宅療養指示

《 疑わしい患者には「帰国者・接触者センター」を案内 》

(堺市保健所)

◎ 受診調整を行う

「帰国者・接触者相談センター」

※症状等については、国の定義に合致しない場合も柔軟に対応

「帰国者・接触者外来」
(※病院名は非公表)

- ・季節性インフルエンザにかかる検査
- ・その他一般的な呼吸器感染症の病原体の検査

《 疑わしい患者
について協議 》

堺市保健所

保健所長・感染症対策課職員

検体

堺市衛生研究所

《陰性》

(終了)

※保健所の健康観察



《陽性》

堺市保健所

- ・患者の入院勧告の手続き(指定感染症)
- ・患者の行動歴や接触者の調査(疫学調査)
- ・接触者の健康観察(2週間)

【庁内・関係機関連携】

情報共有等

- 市長、副市長等
- 厚生労働省・大阪府
- 堺市医師会
- その他関係機関等

※報道対応等については、国・府において実施することになっている。なお、個人情報保護、風評被害に十分配慮する。

※堺市医師会、その他関係機関等に対しては、大阪府の報道資料を別紙として提供する。